

令和 7 年 10 月 23 日

令和 7 年第 10 回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和7年10月23日

令和7年第10回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第29号	守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	3
議第31号	守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	5

# 守山市立小学校および中学校の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案（議第 29 号関係）の説明について

## 1 見直しの背景

新入生の受け入れや新学年の準備が行われる 4 月当初は、円滑な新学期の開始に向け、教職員が最も多忙となる時期です。限られた期間の中、校務の引継ぎにかかる事務作業のみならず、教室や教材の準備、入学式の準備や安全管理業務など様々な対応を行っている現状にあります。

あわせて、受け入れ児童生徒の十分な理解、また、配慮を必要とする児童生徒のアセスメントや受け入れ準備をより丁寧に行う必要がある中、児童生徒が安心して過ごせる環境の整備および教職員の業務改善を図ることを目的に、休業日の見直しを行うものであります。

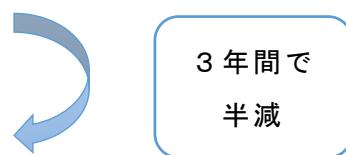
## 2 県内公立小中学校の始業式の実施日の状況等

・表 1 始業式実施日別学校数 (R7 年度)

始業式	小学校数	中学校数	計	備考
4 月 8 日	110 校	49 校	159 校	守山、彦根、甲賀、湖南、高島他
4 月 9 日以降	108 校	47 校	155 校	大津、草津、栗東、野洲、近江八幡他

・表 2 4 月 8 日に始業式を実施する県内公立校の学校数の推移

年度	小学校数	中学校数	計
R 5	208 校	92 校	300 校
R 6	149 校	68 校	217 校
R 7	110 校	49 校	159 校



## 3 見直し案

休業日	現行	変更案
学年末年始休業日	3 月 25 日から 4 月 7 日まで	3 月 25 日から <b>4 月 8 日</b> まで
冬季休業日	12 月 24 日から 1 月 6 日まで	<b>12 月 25 日</b> から 1 月 6 日まで

- ・始業日を 1 日遅らせ、4 月 9 日とします。
- ・冬季休業の開始日を 1 日遅らせ、年間授業日数は現状を維持します。

※幼稚園・こども園においても、小中学校に準じて見直します。

## 4 見直しによる効果

- ・児童生徒が新学期に向けた心身の準備を行うことができ、また、教職員にとっても一人ひとりの児童生徒の理解を十分に行なううえで受け入れることができます。

※文部科学省が例示する不登校対策の好事例の一つにもなっています。

- ・1学期の授業日数の1日減分については、冬季休業の開始を1日遅らせることで、年間の授業時数を確保します。

#### 【参考】学校からの主な意見

- ・児童生徒の心身の状態を整えるためにも始業日を遅らせるメリットは大きい。
- ・児童生徒の熱中症リスクを考慮し、夏休み短縮よりも冬休みでの調整が望ましい。
- ・初任者・異動教員の円滑な業務開始にとって、一定の準備時間の確保は重要。

### 5 見直し時期

令和8年4月

### 6 将来的な冬季休業期間の考え方

令和7年度から滋賀県立高等学校入学者選抜日程（以下、入試という。）が例年より8日前倒しとなったことに伴い、中学校の卒業式が1週間程度早まる見込みです。

小学校では、現状の課業日数の中で既定の授業時数が確保できている一方で、中学校では、これまでからも、夏季休業中に登校日を設ける等の手立てを講じることにより授業時数を確保しているところであり、課業日を減らすことが困難な状況です。

このため、年間授業日数は当面現状を維持しますが、今後、入試日程が改められる等状況が変わった段階で、再度、冬季休業期間の見直しについて検討します。

# 守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案（議第31号関係） の説明について

図書館施設の使用に際して、利用者の利便を図るため、使用料減免の際に10円未満の端数切捨てを、使用料還付の際に10円未満の端数切上げを実施するにあたり、必要な改正等を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

## 1 改正概要

第28条第1項に次のただし書を加える。

ただし、還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、使用料の減額後に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## 2 施行期日等

令和7年10月30日から施行する。（付則第1条関係）